

# 知的かけはし

クレオ国際法律特許事務所

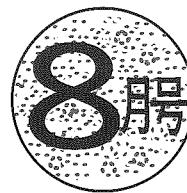
編集発行人 弁護士 弁理士 西脇 恵史

〒103-0028 東京都中央区八重洲1-4-16

東京建物八重洲ビル2階

TEL 03(5255)5671(代)

FAX 03(5255)5675



2019・8・10

公益著名商標 ▽公共団体、大学など▽

## 商標のライセンスが可能に

改正商標法が令和元年5月27日に施行され、国、地方公共団体、大学といった公益団体等を表示する著名な商標（公益著名商標）は、第三者にその商標をライセンスすることが可能となった。

近年、地域のブランディングや自身の広報活動の一環として、地方公共団体や大学等が関連グッズを販売することや、研究機関が開発に携わった商品を企業が販売するケースが増え、特に大学において、自主財源の確保、产学連携から生じた研究成果の周知及び大学のブランド・知名度の向上等を目的に、公益著名商標に係る商標権の通常使用権を事業者に許諾し、ブランド展開を積極的に行いたいとのニーズが高まっていた。

公益著名商標に係る商標権について、通常実施権の許諾を制限していた商標法第31条第1項ただし書を削除する本改正は、こうした要望にこたえるもの。公益団体等による登録商標の活用の幅が広がることが期待でき、地方公共団体や大学等は商標の使用料収益を得ることができる。

国内外の出願状況

▽特許庁▽

## AI関連特許の出願件数が増加

特許庁は、人工知能（AI）関連発明の国内外の出願状況調査の結果を発表した。

AI関連発明の国内特許出願件数は2014年以降急増しており、17年は3,065件で前年と比べ約65%の増加。このうちAIのコア技術に関する出願は924件で前年と比べて約55%と急増している。

調査は、国際特許分類G06Nに対応するAIのコア技術に関する発明に加えAIを各技術分野に適用した発明も含まれている。

AI関連発明に用いられている主要な技術は機械学習で、その中でも深層学習（ディープラーニング）に関する出願が14年以降に急増している。17年における国内のAI関連発明の特許出願3,065件のうち、1,419件と46%を占め、約半数が深層学習に関連するもの。適用分野としては画像処理や情報検索、ビジネス関連、医学診断分野が目立ち、近年は特に制御・ロボティクス分野への適用が増加している。

AIのコア技術に関する出願状況は、日本、米国、欧州特許庁、中国、韓国の5庁と、PCT国際出願の全てにおいて増加傾向が見られるが、2016年の五庁の出願件数を比較すると、日本447件、米国が4,170件、欧州特許庁367件、中国2,844件、韓国567件と、米中両国が突出している。

改正不正競争防止法が施行

## 「限定提供データ」など保護

改正不正競争防止法が令和元年7月1日に施行され、これまで保護対象としてきた「営業秘密」に加え、「限定提供データ」も新たに保護対象となった。ID・パスワードなどの技術的な管理を施して提供されるデータを不正に取得・使用等する行為を、新たに「不正競争行為」として差止請求ができるようになった。

「限定提供データ」とは、価値あるデータのうち、①ID・パスワードなどにより特定の者に提供する情報、②情報保有者が電子データで管理している情報、③相当量蓄積された技術上又は営業上の情報一などの要件を満たしたデータ。

例えば、自動車メーカーが契約に基づき、特定の相手に提供する車両走行データなどが対象となる。こうしたデータは価値が高いものの、営業秘密や著作物には当たらず、これまで直接保護する法律の規定がなかった。

## 解説

進歩性の判断（動機付け）  
審決取消請求事件 知的財産高等裁判所  
平成30年（行ケ）第10146号  
令和元年6月27日判決言渡

## 第1 事案の概要

原告は、特願2016-33001号（本願）の特許出願人である。本願は、平成23年12月27日付の特許出願（特願2011-285629号）の一部を平成28年2月24日に分割した特許出願（発明の名称：パチンコ機）である。

本願は、平成29年4月20日付けで拒絶査定となり、原告が拒絶査定不服審判請求したところ（不服2017-10969号）、平成30年9月3日、「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決（本件審決）を受け、原告が本件審決の取消を求める本件訴訟を提起した。

本件審決の理由の要旨は、本願発明は、特開2008-29392号公報（引用例1）に記載された発明（引用発明）及び特開2011-167452号公報（引用例2）に記載された事項に基づいて、当業者が容易に発明することができたものであるから、特許法29条2項の規定により特許を受けることができないというものである。

本件審決が認定した引用発明と本願発明と相違点における相違点2、3は次のとおりである。

## 〔相違点2〕

本願発明は、「前記一方のルートを流下する遊技球を検知する第1遊技球検知センサと、前記他方のルートを流下する遊技球を検知する第2遊技球検知センサと、「前記2つのルートのうち推奨するルートを遊技者に報知する推奨ルート報知手段と、をさらに備え」としているのに対して、引用発明は、そのような構成であるか不明である点。

## 〔相違点3〕

本願発明は、「前記推奨ルート報知手段は、遊技球が前記他方のルートを流下している状態で、前記第2遊技球検知センサが所定個数の遊技球を検知した後に、前記一方のルートを推奨するルートとして遊技者に報知するようにした。」のに対して、引用発明は、そのような構成であるか不明である点。

本判決では、当業者が、引用発明及び引用例2に記載された事項に基づいて、相違点2及び3に係る本願発明の構成を容易に想到することができたとする審決の認定に誤りがあるとされた。本判決における相違点2及び3の容易想到性の判断に関する部分を紹介する。

## 第2 判決

特許庁が不服2017-10969号事件について平成30年9月3日にした審決を取り消す。

訴訟費用は被告の負担とする。

## 第3 理由

被告は、引用発明と引用例2に記載された事項は、共に遊技球を流下させるルートが複数あり、そのうち片方のルートに遊技球を発射させた方が有利となる状態がある遊技機に関する発明又は技術であり、技術分野が共通しているといえるから、引用発明に引用例2に記載された事項を適用する手がかりがあり、引用発明に引用例2に記載された事項を適用することができることからすると、当業者は、引用発明のパチンコ遊技機に、引用例2に記載された事項を適用して、相違点2及び3に係る本願発明の構成とすることを容易に想到することができたものであるから、これと同旨の本件審決の判断に誤りはない旨主張する。

そこで検討するに、引用例1には、引用発明において、「一方のルート」に相当する「遊技球滞留部32」を流下する遊技球を検知する遊技球検知センサ及び「他方のルート」に相当する「遊技球流下部31」を流下する遊技球を検知する遊技球検知センサを設けることについての記載や示唆はない。

また、引用例1には、遊技球が「遊技球流下部31」を流下

している状態で、当該遊技球を検知する遊技球検知センサが所定個数の遊技球を検知した後に、「遊技球滞留部32」を推奨するルートとして遊技者に報知する手段を設けることについての記載や示唆はない。

引用発明は、大入賞口が開放されるまでの時間を報知用ランプ17a又は17bの点灯により報知することにより、時間の経過に応じて遊技球を打ち分けることを可能とした発明であるといえる。

引用例2記載の遊技機は、第1の方向側の遊技領域（左側の遊技領域）を流下する遊技球を検出する検出手段、第2の方向側の遊技領域（右側の遊技領域）を流下する遊技球を検出する検知手段及び第1の方向側又は第2の方向側の遊技領域に遊技球を発射することを促す発射操作情報の報知手段を備え、報知手段による報知を現在の遊技状態と各遊技領域に設けられた検出手段によって検出された遊技球が進入した回数（検出回数）を参照して行うことにより、遊技者が正しい方向側の遊技領域に遊技球を発射させる発射操作を行っているにもかかわらず、たまたま少量の遊技球が誤った方向側の遊技領域を流下したとしても誤差として判定し、正しい方向側の遊技領域に遊技球を発射することを促す発射操作情報の報知を行わないようにして、遊技者に煩わしさや不快感を与えることのないようにしたものといえる。

そうすると、引用発明と引用例2記載の遊技機は、共に遊技球を流下させるルートが複数あり、そのうち片方のルートに遊技球を発射させた方が有利となる状態がある遊技機において、上記有利となる状態となった場合にその有利な方向の遊技領域に遊技球を発射することを促す報知を行うことに関する発明又は技術である点において、技術分野が共通しているといえる。

他方で、引用発明では、遊技者が可変入賞装置の入賞口（大入賞口）の開放前に、大入賞口が開放されるまでの特定の時間を報知装置により予告（報知）することにより、有利な方向の遊技領域に遊技球を発射することを促すものであるのに対し、引用例2記載の遊技機は、遊技者が有利な方向（正しい方向側）の遊技領域に遊技球を発射させる発射操作を行っているにもかかわらず、たまたま少量の遊技球が誤った方向側の遊技領域を流下したとしても誤差として判定し、正しい方向側の遊技領域に遊技球を発射することを促す発射操作情報の報知を行わないようにしたのであり、報知の目的及びタイミングが異なるものと認められる。

また、引用発明において引用例2記載の遊技機の構成（本件審決認定の引用例2に記載された事項）を適用することを検討したとしても、具体的にどのように適用すべきかを容易に想い至ることはできないというべきである。

そうすると、引用例1及び引用例2に接した当業者は、大入賞口が開放されるまでの特定の時間を報知装置により予告（報知）する引用発明において、報知の目的及びタイミングが異なる引用例2記載の遊技機の構成（本件審決認定の引用例2に記載された事項）を適用する動機付けがあるものと認めることはできない。

したがって、当業者は、引用発明及び引用例2に記載された事項に基づいて、相違点2及び3に係る本願発明の構成を容易に想到することができたものと認めることはできないから、被告の上記主張は理由がない。

以上のとおり、本件審決における相違点2及び3の容易想到性の判断に誤りがあるから、本願発明は、当業者が引用発明及び引用例2に記載された事項に基づいて本件発明を容易に発明することができたものと認めることはできない。

## 第4 考察

進歩性の判断において、主引用文献記載の発明に副引用文献記載の発明を組み合わせる動機付けの有無は論点となるところである。本判決では動機付けの有無の検討が行われている。

実務の参考になるところがあると思われる所以紹介した。

以上

# 主要国の特許査定率 審査期間、FA期間など

## ■特許行政年次報告書2019年版■

特許庁は、「特許行政年次報告書2019年版」を公表しました。報告書は、知的財産制度を取り巻く現状と方向性、国内外の動向と分析、直近の統計情報などを取りまとめている。

ここでは、主要国（5大特許庁）の審査期間、FA期間、特許査定率について取り上げる。

### ◇主要国の審査期間

日本国特許庁は、一次審査通知までの期間に加え、権利化までの期間の短縮を求めるニーズの高まりを受け、2023年度までに特許の「権利化までの期間」（標準審査期間）と「一次審査通知までの期間」（FA期間）をそれぞれ、「平均14か月以内、平均10か月以内」にするという目標を設定しているが、2018年度は、それぞれ、14.1か月、9.3か月となった。

主要国の権利化までの平均期間は、日本（14.1か月）、韓国（15.9か月）、中国（22.0か月）、米国（24.2か月）、欧州（24.9か月）。

一次審査通知までの期間（FA期間）は、日本（9.3か月）、韓国（10.4か月）、中国（14.4か月）、米国（15.7か月）、欧州（4.8か月）。

各庁の一次審査通知までの期間の定義はそれぞれ異なっている。例えば日本では審査請求日から一次審査までの平均期間であるが、欧州では出願日から特許性に関する見解を伴う抜張欧州調査報告の発行までの期間の中央値、中国では審査請求後の実体審査開始（実体審査開始の通知書の発行）から一次審査までの平均期間となっている。

### ◇主要国の特許査定率

主要国の特許査定率をみると、2017年の日本の特許査定率は、前年比1.2ポイント減の74.6%とわずかに減少に転じたが、2018年は75.3%とやや盛り返した。

2017年の欧州は前年比2.3ポイント増の57.1%。また、2017年の米国の特許査定率は、前年比1.6ポイント増の71.9%、韓国は3.1ポイント増の63.1%。中国の特許査定率は2017年のみのデータが示されてお

■ビ・ジ・ネ・ス・ヒ・ン・ト

# 「経営における知的財産 戦略事例集」を刊行

## ■特許庁■

特許庁は、「経営における知的財産戦略事例集」を刊行した。

同事例集は、経営層や知財担当者が、経営戦略や知財戦略の立案に活用することを目的に作成。グローバル企業の先端的な取り組みなどについて、海外企業28事例を含む全56事例を紹介。7人の経営層が、経営戦略と知財戦略の過去・現在・未来、知財への想いを綴ったメッセージも実名入りで掲載している。

各事例は概要図を添えて1ページにまとめること

り、56.4%。

各庁の一次審査通知までの期間、最終処分期間、特許査定率は、それぞれの特許制度の違いによってその定義が異なっているため、単純に比較はできないが、主要国の中でも日本は審査期間、FA期間とも最も迅速で、特許を取得しやすい国であることがうかがえる。

### ・特許行政年次報告書2019年版

<https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2019/index.html>

### ●五庁の「一次審査通知までの期間」及び「最終処分期間」（2017年平均）●

	一次審査通知までの期間	最終処分期間
日本国特許庁（JPO）	9.3か月	14.1か月
米国特許商標庁（USPTO）	15.7か月	24.2か月
欧州特許庁（EPO）	4.8か月	24.9か月
中国国家知識産権局（CNIPA）	14.4か月	22.0か月
韓国特許庁（KIPO）	10.4か月	15.9か月

（資料）他国特許庁の数値はIP5 Statistics Report 2017を基に特許庁作成

### ●主要国特許庁の特許査定率の推移●

	2013	2014	2015	2016	2017
欧州	49.0	47.6	48.0	54.8	57.1
日本	69.8	69.3	71.5	75.8	74.6
米国	70.7	70.9	70.6	70.3	71.9
韓国	68.8	68.6	63.0	60.0	63.1

（備考）各庁の特許査定率の定義は以下のとおり。

（各年における処理件数が対象）

- ・日本 特許査定件数／（特許査定件数+拒絶査定件数+審査着手後の取下げ・放棄件数）
- ・米国 特許証発行件数／処理件数
- ・欧州 特許査定件数／（特許査定件数+拒絶査定件数+放棄件数）
- ・韓国 特許査定件数／（特許査定件数+拒絶査定件数+審査着手後の取下げ件数）
- ・中国 特許査定率の定義を公表していない

（資料）IPS Statistics Report 2017を基に特許庁作成

で、短時間で読めるように配慮した。

「新事業創造に資する知財戦略」「経営戦略の構築・実行に資する知財戦略」などのテーマでまとめられており、従来とはまた異なる切り口でオープンイノベーションなど、多数の事例が掲載されている。

多くの企業が同業他社やスタートアップ企業との連携を知財戦略の一環に位置付けている傾向などが明らかになった。

例えば、トヨタは、IT企業が自動車分野に参入することを意識して、大手IT企業と包括特許ライセンスを締結していたり、KDDIは、自社サービスを向上させるため、協力関係にある新興企業の権利化や訴訟対応を支援している事例などを紹介している。

### ・経営における知的財産戦略事例集

[https://www.jpo.go.jp/support/example/keiei\\_senryaku\\_2019.html](https://www.jpo.go.jp/support/example/keiei_senryaku_2019.html)

# 審 決 紹 介

本願商標「豆腐屋さんのおから茶」は、商標法第3条第1項第6号に該当しない、と判断された事例（不服2018-8952、平成31年4月24日審決、審決公報第234号）

## 1 本願商標

本願商標は、「豆腐屋さんのおから茶」の文字を標準文字で表しており、第30類「おからを原材料とするお茶」及び第43類「おからを原材料とするお茶を主とする飲料の提供」を指定商品及び指定役務として、平成29年2月1日に登録出願されたものである。

## 2 原査定の拒絶の理由の要點

原査定は、「本願商標は、「豆腐屋さんのおから茶」の文字を標準文字で表してなるところ、構成中の「おから茶」の文字は、食品を扱う業界において、「おからを使用してつくられる茶」を表すものであり、また、『(お)豆腐屋さんの〇〇』(〇〇には商品名が入る。)等の表示を用いた商品が多數、販売されている実情がある。そうすると、本願商標は全体として、「豆腐屋の、おからを使用してつくられる茶」程の意味合いを認識させるにすぎないから、本願商標を、その指定商品・指定役務に使用しても、これに接する需要者は、指定商品又は指定役務の品質・特徴を表したものと認識するにとどまり、本願商標は、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標というのが相当である。したがって、本願商標は、商標法第3条第1項第6号に該当する。」旨認定、判断し、本願を拒絶したものである。

## 3 当審の判断

本願商標は、前記1のとおり、「豆腐屋さんのおから茶」の文字よりなるところ、その構成文字は、同書、同大、等間隔で外観上まとまりよく一体に表されているものである。

そして、本願商標は、その構成中の「おから茶」の文字が、「おからを使用してつくられる茶」を表すものであり、その構成文字全体から、「豆腐屋の、おからを使用してつくられる茶」程の意味合いを理解させるとしても、本願商標の指定商品及び指定役務との関係において、いまだ漠然とした意味合いを想起させるにとどまるというべきであって、直ちに特定の商品の品質、役務の質等を直接的、かつ、具体的に表示するものとして需要者に認識、把握されているということはできない。

また、当審において職権をもって調査するも、「豆腐屋さんのおから茶」の文字が、本願商標の指定商品及び指定役務との関係において、取引上、ありふれて使用されているというような事情も見いだせない。

そうすると、本願商標は、これをその指定商品及び指定役務に使用しても、需要者が何人かの業務に係る商品及び役務であることを認識することができない商標とはいえないものであり、自他商品・役務の識別標識としての機能を十分に果たし得るものと判断するのが相当である。

したがって、本願商標が商標法第3条第1項第6号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

本願商標「基礎代謝PLUSα」は、商標法第3条第1項第3号に該当しない、と判断された事例（不服2018-11575、令和1年5月20日審決、審決公報第234号）

## 1 本願商標

本願商標は、「基礎代謝PLUSα」の文字を横書きしてなり、第32類「ピール、香りを付けた飲料水、ミネラルウォーター、炭酸水、エネルギー補給用の清涼飲料（医療用のものを除く。）、スポーツ用の清涼飲料、混出液を含有する飲料水、飲料製造用のシリップ・濃縮液、その他の液状・粉末状の清涼飲料製造用調製品、その他の清涼飲料、果実飲料、その他のアルコール分を含有しない飲料」を指定商品として、平成29年2月7日に登録出願されたものである。

## 2 原査定の拒絶の理由の要點

原査定は、「本願商標の構成中、「基礎代謝」の文字は「生命を維持するに必要な最小のエネルギー代謝」の意味を、「PLUSα」の文字は「〔和製語plus alpha〕ある状態に、さらにいくらかをつけ加えること。また、そのつけ加えたもの」の意味を認識される語であるから、本願商標は、全体として「基礎代謝をさらに付け加える」ほどの意味合いを理解させるものである。また、近年、美容、ダイエットの分野においては、代謝について非常に注目されており、基礎代謝を効果的に高める商品が販売されている実情がある。そうすると、本願商標をその指定商品に使用しても、これに接する需要者は、「基礎代謝をさらに付け加えてアップさせる（高める）商品」と認識するにすぎないから、本願商標は、単に商品の品質、効能（用途）を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなるものと判断するのが相当である。したがって、本願商標は、商標法第3条第1項第3号に該当する。」旨認定、判断し、本願を拒絶したものである。

## 3 当審の判断

本願商標は、前記1のとおり、「基礎代謝PLUSα」の文字を横書きしてなるところ、その構成中、「基礎代謝」の文字は、「生命を維持するに必要な最小のエネルギー代謝」の意味を有する語として一般に広く知られているものであり、また、「PLUSα」の文字は、「プラス」の英語「PLUS」と「アルファ」のギリシア語「α」とを結合してなるものと看取、理解されるものであって、その文字全体をもって、「ある状態に、さらにいくらかをつけ加えること。」の意味を有する「プラスアルファ」の語に通ずるものとして認識されるとみるのが相当である。

そうすると、本願商標は、その構成全体から「基礎代謝にいくらかをつけ加えること」ほどの意味合いを想起させるとはいは得るもの、その意味合いをもって、本願の指定商品に係る商品の品質を直接的、かつ、具体的に表してなるものとはいひ難い。

また、当審において職権をもって調査するも、本願の指定商品を取り扱う業界において、「基礎代謝PLUSα」の文字が、商品の品質を直接的、かつ、具体的に表示するものとして一般に使用されている事実は発見できず、さらに、本願商標をその指定商品に使用したときに、これに接する取引者、需要者が、それを商品の品質を表示したものと認識するというべき事実も見当たらぬ。

そうすると、本願商標は、その指定商品との関係において、商品の品質を表示するものとして認識されることはないというべきである。

したがって、本願商標が商標法第3条第1項第3号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

## お し ら せ

### ◎商標権存続期間更新登録申請

今月から存続期間更新登録申請の手続き可能期間に入る商標権  
(およそその範囲となります。詳しくは特許庁HPでご確認下さい。)

昭和35年 △ 45年 △ 55年 平成 2年 平成12年 平成12年 平成12年 平成22年	商標登録第546270号～第547481号 商標登録第842208号～第845083号 商標登録第1403113号～第1406396号 商標登録第2201810号～第2208882号 商標登録第2724260号～第2724364号 商標登録第3371342号～第3371343号 商標登録第4348637号～第4357747号 商標登録第5291302号～第5298507号
--	--

各年の1月1日～1月31日までに設定登録された商標権

●この手続期間は、商標権の存続期間満了前6ヶ月から期間満了日までとなっており、存続期間は通常設定登録の日から10年間ごとになります。  
更新登録申請について疑問点などがございましたならば、お知らせ下さい。

(明治、大正時代に設定登録された商標権につきましてはお問い合わせ下さい)

### ◎特許出願の審査請求期限について

特許出願は出願手続と別個に、審査請求手続を行わなければ特許庁審査官による審査を受けることができません。審査請求可能な期間は出願日から3年です。この期間に審査請求されなかった特許出願は取り下げたものとみなされます。

平成28年9月中の特許出願については速やかにチェックされ、必要なものは8月中に審査請求されるようお勧めします。

審査請求の際には特許庁へ審査請求料（特許印紙）を納付します。ご不明の点がございましたならばお問合せください。

### ◎特許、商標の出願状況（推定）

	特 許	商 標
令和1年5月分	21,697	13,226
前 年 比	93%	77%

詳しくは特許庁HPでご確認下さい。

[http://www.jpo.go.jp/shiryou/toukei/syutugan\\_toukei\\_sokuho.htm](http://www.jpo.go.jp/shiryou/toukei/syutugan_toukei_sokuho.htm)